

瑞浪市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護することにより、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的損失、精神的苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岐阜県、岐阜県警察本部その他の関係機関及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止に最大限配慮して講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、相互に連携して犯罪被害者等の支援を実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第8条 市は、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、相談、助言、情報提供その他犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害防止の重要性その他犯罪被害者等に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。